# 令和3年度

# 事業計画書



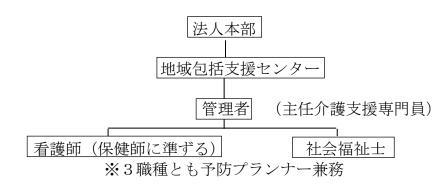
社会福祉法人 永光会

渋川市古巻地域包括支援センター (指定介護予防支援事業所事業計画を含む)

#### 1. 事業の概要

◎開 設 平成30年 4月 1日◎職員体制 管理者(主任介護支援専門員が兼務)1人 社会福祉士: 1人 看護師(保健師に準ずる): 1人

#### 2. 組織図



#### 3. 基本方針

法人理念である『春風致和』を基に、地域包括支援センター(以下、「センター という)の専門職は、高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継 続できるよう、利用者の立場にたって以下の支援活動を行う。

また、センター職員は新型コロナウィルスの感染症予防に留意しながら、各自の専門性を発揮して相談者らが笑顔となれる対応を図り、前1期3年の実績を基に委託期間第2期目の初年度として、改めて地域に密着したきめ細やかな対応が行える事業所を目指す。

## I. 包括的支援事業

地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターは、介護・医療・健康・ 福祉など、様々な面から地域で暮らす高齢者に対して総合的に相談支援を行う。

#### 1. 周知活動業務

地域包括支援センターの機能を強化し、地域に出向き実態把握に努め、業務の 周知や相談支援事業の充実を図る。

#### 2. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

多様な生活課題を抱えている高齢者やその家族に、あらゆる社会資源を適切に 活用できるよう、包括的及び継続的な関わりによる支援を行う。

ケアマネジメントが多様化・複雑化しており、多機関・多職種連携による解決

が求められていることから、対応する介護支援専門員への助言・支援を行う。

#### 3. 総合相談業務

高齢者やその家族または地域からの相談を受け、心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、適切な機関または制度につなぎ、継続的な支援を行う。

高齢者にとって身近な存在である民生委員・児童委員とのつながりをより一層 深め、高齢者の相談支援を行う。

#### 4. 権利擁護業務

高齢者虐待や消費者被害の防止及び対応、日常生活自立支援事業や成年後見制度など高齢者の人権、ニーズに即した適切な擁護を行う。

行政と地域住民や地域の関係団体との連携を図り、虐待を防止するための啓発 活動、相談支援や安全確保のための必要な対応を行い、早期発見・防止に努める。

#### 5. 介護予防教室 · 家族介護教室

高齢者ができる限り自立を維持し、要支援・要介護認定者とならないために、 介護予防の知識の普及・啓発を行う。

介護に関する知識や技術の習得、介護者の介護負担の軽減などを目的に、支援につながる教室を開催する。

#### 6. 地域ケア会議の開催

高齢者個別の課題の検討と、個別課題の分析から見いだされる地域課題の検討を行い、個別の課題解決、地域課題の発見、社会資源の開発等につなげる。

会議の開催を通して、行政機関・医療機関・地区組織等との連携強化を図る。

#### 7. 在宅医療・介護連携推進業務

高齢者が、住み慣れた地域で最期まで自分らしく暮らし続けることができるよう、医療及び介護を必要とする高齢者等に対し、関連情報の提供、医療・介護連携や相談支援、及び普及啓発活動を行う。

#### 8. 生活支援体制整備事業

地域助け合い活動推進協議体において、地域の困りごとや課題の整理等の協議を重ね、社会資源を把握し、地域に必要な仕組み作りに携わって行く。

#### 9. 認知症総合支援事業

国の認知症施策推進大綱(令和2年公表)に基づき、認知症への理解を深めるための普及・啓発や容態に応じた適切な医療・介護等の利用に向けた支援、介護者への支援等、総合的な支援を行う。

#### Ⅱ. 介護予防ケアマネジメント事業

要支援認定者等の対象者が、在宅でできる限り自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の低下を予防し適切な支援が受けられるための一連のケアマネ

ジメントを行う。

また、居宅介護支援事業所の介護支援専門員への助言や支援等を行い、居宅介護 支援事業所との連携を深め、協力体制の強化を図る。

#### Ⅲ. 災害発生時の対応

自然災害発生時等には、国や県の指示に従い、市と連携のもと市民サービスに努める。

併設の特別養護老人ホームが市から「福祉避難所」としての指定を受けている点について、日頃から地域の高齢者等に対して周知して行く。併せて地域福祉の観点から、地区の自主防災会担当者と有事における要援護者に関する情報共有を図って行く。

地域貢献の1つとして、地域内における新型コロナウィルスの市中感染の拡大予防として、国から発信される予防対策方法等の情報について周知・啓発(正しく怖がる)を行う。

## Ⅳ. 委託の在り方の検討

現在、中央(市直営)を除く残り市内の7圏域において、永光会(古巻地区)を含めた各社会福祉法人・医療法人が地域包括支援センター業務を受託している。

市役所他課業務も含め毎年増加して来る委託業務量の負担に対して、委託包括総 意としての改善提案等を行っていくことを目的として、2期目を迎え他委託法人と 課題の共通認識・内容協議・申し合わせ等の連携を図り、情報開示や行政支援等も 含め円滑な業務遂行に向けて委託法人の在り方について検討して行く。